

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続による手続開始の揭示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成29年4月13日（木）

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部

分任契約担当役 総務企画部長 小澤 宗弘

1 業務概要

(1) 業務名 大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務

(2) 業務の目的

本業務は、大熊町新庁舎整備の円滑な推進を図ることを目的に、大熊町が行う公募手続きにおける業者選定等の発注業務の支援並びに契約後の基本設計・実施設計における品質、工程、コスト及び各種申請手続き等に係る管理業務等の支援を行うものである。

(3) 業務内容

① 公募支援業務

② プロジェクトマネジメント業務

詳細は別紙仕様書のとおり。

(4) 履行期間

以下のとおり予定している。

平成29年5月下旬から平成30年3月23日（金）まで

(5) その他

① 本業務の参考業務規模は 47,000 千円程度(税込)を想定している。

なお、業務履行過程において、業務内容の変更を行う場合がある。

② 本業務は、主たる部分の再委託は認めない。なお、主たる部分とは以下のとおりとする。

- ・総合調整マネジメント、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
- ・関係団体等との打合せ等
- ・成果物の照査

2 企画競争参加資格要件（選定されるために必要な資格）

本業務への参加は、次に掲げるすべての要件を満たしている者であること。

(1) 単体企業

① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

② 当機構東日本地区(対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道)における平成29・30年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格について、業種区分が「調査」の認定を受けていること。

③ 企画競争参加表明書(以下「参加表明書」という)の提出期限から見積合わせの時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対

象とする指名停止を受けていない者であること。

- ④ 参加表明書の提出期限から見積合わせの時までの期間に、大熊町から指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 平成 19 年度以降（平成 19 年 4 月 1 日から参加表明書提出期限日まで）に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、下記に示す「業務 A」又は「業務 B」の実績を 1 件以上有する者であること。
 - ・業務 A：延床面積 4,000 m²以上の国または地方公共団体の庁舎並びに同等規模以上の庁舎を含む複合施設に係るプロジェクトマネジメント業務
 - ・業務 B：延床面積 4,000 m²以上の事務所並びに同等規模以上の事務所を含む複合施設に係るプロジェクトマネジメント業務
- ⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構 H P → 入札・契約情報 → 入札心得・契約関係規程 → 入札関連様式及び標準契約書等 → 標準契約書等について → 別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
- ⑦ 配置予定管理技術者に対する要件
 - イ 平成 19 年度以降（平成 19 年 4 月 1 日から参加表明書提出期限日まで）に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、⑤に示す「業務 A」又は「業務 B」の実績を 1 件以上有する者。
 - ロ 下記のいずれかの資格を有し登録を行っている者であること。
 - ・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
 - ・認定コンストラクション・マネージャー（CCMJ）の資格を有し、登録を行っている者
 - ハ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者であること。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。
 - ニ 手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が 4 億円未満かつ 10 件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務を対象とする。

(2) 設計共同体

- ① 上記（1）に掲げる条件（ただし代表者以外の者は、⑤、⑦の条件を除く）を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（同日付宮城・福島震災復興支援本部総務企画部長）に示すところにより、分任契約担当役から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

選定に係る評価基準は以下の「4 技術提案書の提出者を選定するための評価基準」のとおりとし、評価点の合計が高いものから原則5者を選定する。ただし、同点により5者以上となった場合は、当該者すべてを選定するものとする。

また、企画競争参加表明者が5者に満たない場合は表明者数とする。なお、参加表明者が5者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。

4 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 経験・実績（業務A又は業務Bの実績）
- (2) 地域精通度
- (3) 配置予定管理技術者の業務執行能力（業務A又は業務Bの実績）
- (4) 配置予定管理技術者の資格、経歴の状況
- (5) 配置予定管理技術者の本業務への専任性
- (6) 業務実施体制の妥当性（再委託又は技術協力の予定を含む。）

5 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術職員の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容
- (2) 業務実施方針及び手法
業務理解度の高さ、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性
- (3) 特定テーマに対する技術提案
技術提案の的確性、実現性

6 手続き等

(1) 担当部署等

① 契約関係及び平成29・30年度の競争参加資格について

〒983-0852

宮城県仙台市宮城野区榴岡4-6-1 東武仙台第1ビル7階

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部

総務企画部経理課（担当：川辺） 電話：022-355-4563

（詳細は、機構HP→入札・契約情報→競争参加資格（変更届を含む）

→平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格審査について→建設コンサルタント等、を参照）

② 技術関係

〒970-8026

福島県いわき市平字田町120番地ラトブ8階

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部

福島復興支援部復興拠点事業推進課（担当：土田、久保田）

電話：0246-38-8086

(2) 説明書の交付期間及び方法

交付期間：平成29年4月13日（木）から平成29年4月21日（金）まで

交付方法：当機構ホームページからのダウンロードによる。

(3) 企画競争参加表明書を提出できる者の範囲

企画競争参加表明書を提出する時において、2(1)②又は2(2)

①に掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、企画競争参加表明書提出時に上記競争参加資格の認定を受けていない者も企画競争参加表明書を提出できるが、競争に参加するには、見積合わせの時までに、当該資格の認定を受け、かつ、企画競争参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

< 提出期限 >

平成29年4月21日（金）午後5時00分

< 提出場所 >

〒970-8026

福島県いわき市平字田町 120 番地ラトブ 8 階

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部

福島復興支援部復興拠点事業推進課（担当：土田、久保田）

電話：0246-38-8086

< 提出方法 >

予め提出日時を前日までに連絡の上、内容を説明できる者が提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長 3 号封筒を参加表明書と併せて提出すること。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

< 提出期限 >

平成29年 5 月 8 日（月）午後 5 時00分

< 提出場所 >

上記（4）に同じ。

< 提出方法 >

予め提出日時を前日までに連絡の上、内容を説明できる者が提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長 3 号封筒を技術提案書と併せて提出すること。

(6) 見積合わせの日時及び場所及び方法

① 日時 : 平成29年 5 月 16 日（火） 午後 2 時30分

② 場所 : 〒983-0852

宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-6-1 東武仙台第 1 ビル 6 階

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部

入札室（経理課 電話：022-355-4563）

③ 提出方法 : 見積書は持参すること。郵送または電送によるものは受け付けない。なお、天変地異その他の理由により見積合わせを執行することが困難であると認められるときは、当該見積合わせの執行を延期し、停止し、又は中止することができるものとする。

(7) 本業務において、手続きに参加する者が関係法人 1 者だった場合（関係法人を構成員とする共同企業体 1 者だった場合を含む。）は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

7 その他

(1) 契約保証金 納付

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

6(1)に同じ。

(4) 次のいずれにも該当する契約先は、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなったので、詳細は、入札説明書を参照すること。

①当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

②当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

(5) 詳細は入札説明書による。

以 上

競争参加者の資格に関する公示

大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下、「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり掲示します。

平成29年4月13日（木）

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部

分任契約担当役 総務企画部長 小澤 宗弘

1 業務内容

(1) 業務名 大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務

(2) 業務の目的

本業務は、大熊町新庁舎整備の円滑な推進を図ることを目的に、大熊町が行う公募手続きにおける業者選定等の発注業務の支援並びに契約後の基本設計・実施設計における品質、工程、コスト及び各種申請手続き等に係る管理業務等の支援を行うものである。

(3) 履行期間

以下のとおり予定している。

平成29年5月下旬から平成30年3月23日（金）まで

2 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成29年4月13日（木）から大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務において設計共同体としての資格を得ようとする者に、当機構ホームページからのダウンロードにより交付する。

(2) 申請書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成29年4月21日（金）午後5時00分

提出場所：〒970-8026

福島県いわき市平字田町120番地ラトブ8階

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部

福島復興支援部復興拠点事業推進課

（担当：土田、久保田）

電話：0246-38-8086

提出方法：申請書に大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務設計共同体協定書（3（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送すること。

3 設計共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月29日官報（政府調達第204）公示）5の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 機構東日本地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道）における平成 29・30 年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、業種区分が「調査」の認定を受けていること。
 - ② 企画競争参加表明書の提出期限から見積合わせの時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (2) 業務形態
- ① 構成員の業務分担が、業務の内容により、「大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務設計共同体協定書」において明らかであること。
 - ② 一つの分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、「大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務設計共同体協定書」において明らかであること。
- (3) 代表者要件
- 構成員において決定された代表者が、「大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務設計共同体協定書」において明らかであること。
- (4) 設計共同体の協定書
- 設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平 16. 7. 1 付 34-14）の別紙に示された「大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務設計共同体協定書」によるものであること。
- 4 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
- 3（1）①の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も 2 により申請することができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、3（1）①の認定を受けていない構成員が 3（1）①の認定を受けることが必要である。
- また、この場合において、3（1）①の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出時まで 3（1）①の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
- 5 資格審査結果の通知
- 「企画競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 6 資格の有効期間
- 5 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了するまでとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
- 7 その他
- 設計共同体の名称は「大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務

△△・××設計共同体」（注：△△・××は構成員の名称）とする。

以 上

大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務
△△・××設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務△△・××設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、平成29年 月 日に成立し、当業務の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

- 2 本業務を請け負うことができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------|
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 〇〇株式会社 |
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 〇〇株式会社 |

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、本業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至つたと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。

ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- | | |
|---------|--------|
| 〇〇の〇〇業務 | 〇〇株式会社 |
| 〇〇の〇〇業務 | 〇〇株式会社 |

- 2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当共同体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり大熊町新庁舎整備プロジェクトマネジメント等業務設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 29 年 月 日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印